

上越市鉄道遺産群活用基本計画策定業務委託 仕様書

1 業務目的

当市では、地域の歴史や文化を観光資源として磨き上げることにより、観光の活性化を図るとともに持続可能な地域資源として後世に伝承するため、通年観光計画を策定した。

重点取組地域の1つである直江津地域は、新潟県鉄道発祥の地であり、市内には鉄道に関する魅力的な資産が点在している。

こうした当市の近代産業の形成及び発展に重要な役割を果たした施設や建築物及び構築物を鉄道遺産（直江津 D51 レールパーク内の扇形庫や転車台、二本木駅スイッチバック、くびき野レールパーク等）として認定し、保全・継承を目指すとともに観光素材として活用を図る。

この取組の一環として、鉄道博物館整備や五智公園のD51 形蒸気機関車の移設・動態化を含む鉄道遺産の活用計画を策定するもの。

※本仕様書における「鉄道博物館」とは博物館法に基づく博物館に限らず、広く捉えるものとする。

2 業務内容（◆について企画提案を行うこと）

(1) 上越市内の鉄道遺産群の現状調査及び評価

- ア 現状把握
- イ 課題抽出
- ウ 価値の評価

◆鉄道遺産の把握方法と価値の評価方法を具体的に提案すること。

(2) ニーズ調査・事例検討

- ア 鉄道遺産群活用策検討のためのニーズ調査
- イ 直江津 D51 レールパークの魅力・集客向上のためのニーズ調査及び参考事例の検討

◆ニーズ調査の方法を具体的に提案すること。

◆直江津 D51 レールパーク活用検討にあたり参考とする事例を提案すること。

(3) 上越市鉄道遺産群活用検討委員会の開催・運営

- ア 関連企業、関係団体、有識者等の意見集約

※検討委員会は5回以上開催する。

※検討委員会の全体運営、資料作成、記録作成は受託者が行う。

※検討委員会参加者は双方協議により決定するが必要な謝金は委託者が負担する。

◆検討委員会の委員構成を理由も含めて提案すること。

◆検討委員会の開催回数と各回の議論内容を提案すること。

(4) 上越市鉄道遺産群活用基本計画案の作成

ア 上越市鉄道遺産群のコンセプト

イ 独自認定制度

ウ 上越市鉄道遺産群活用策

エ 直江津 D51 レールパーク拡充整備（鉄道博物館）可能性調査検討

（ア） 鉄道博物館のコンセプト

（イ） 集客機能・歴史展示物検討（扇形庫、五智公園のD51 形蒸気機関車の移設活用を含めること）

（ウ） イメージパース

（エ） ゾーニング

（オ） 平面図

（カ） 整備スケジュール

（キ） 概算工事費の算出

（ク） 拡充整備後の管理運営計画

① 運営方法

② 組織体制

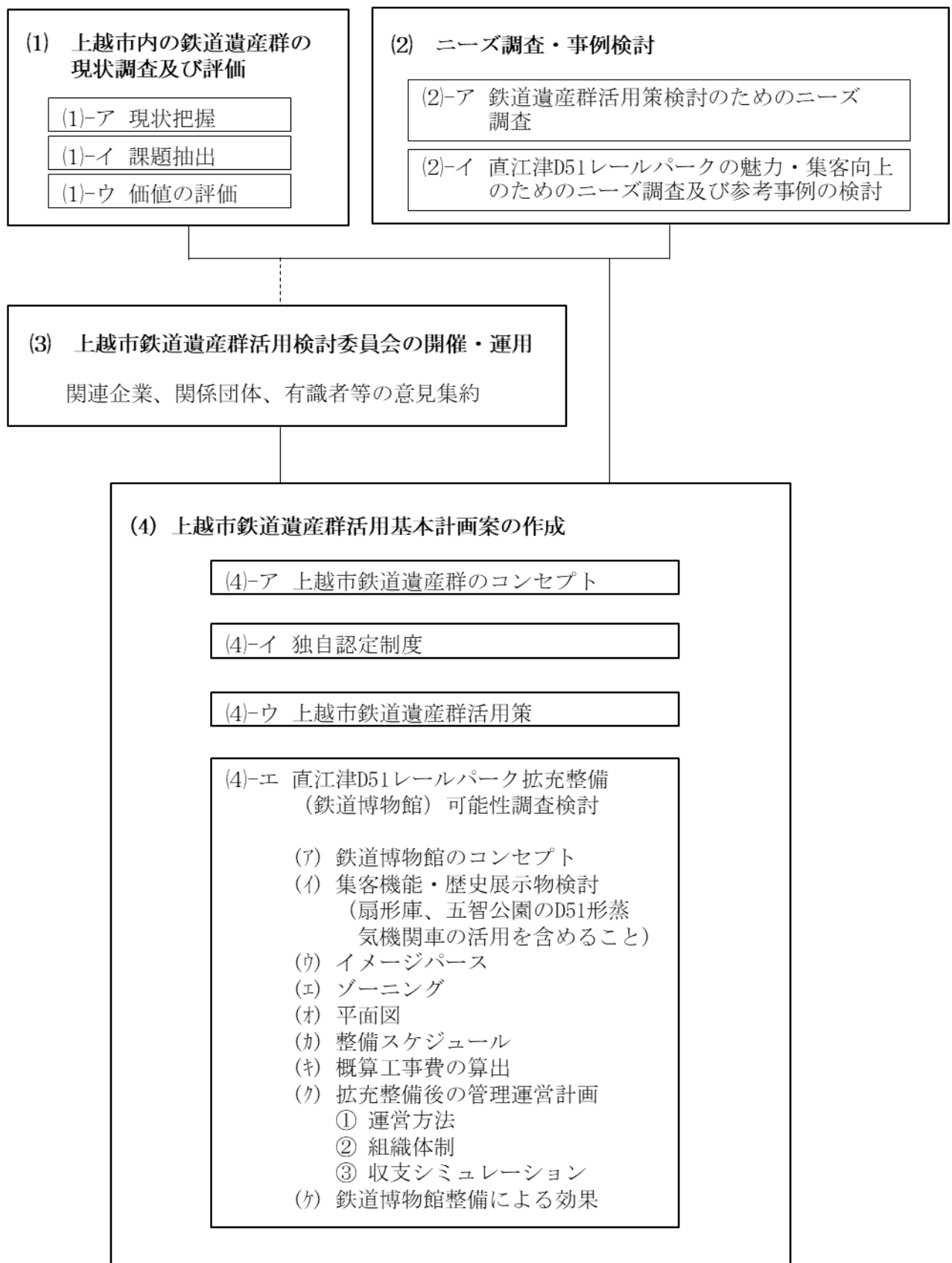
③ 収支シミュレーション

（ケ） 鉄道博物館整備による効果

※「ウ上越市鉄道遺産群活用策」は、当該業務で鉄道遺産と認定する施設等の全てを範囲とし、単体、複数、全体に係ること、ハード及びソフト的な取組であることを含め、幅広く活用策を検討すること。

◆鉄道博物館の整備及び運営に対して特に配慮すべき事項、課題等をあげ、貴社の見解を記載すること。

○業務内容の体系図



○上越市鉄道遺産群のイメージ（「上越市通年観光計画」P91 参照）



3 業務期間

契約締結日から令和7年3月14日（金）

4 協議（打合せ）

- (1) 市と受託者は、上記の業務委託を遂行するにあたり、随時、協議を行うものとする。
- (2) 受託者は、委託者との協議後その必要に応じて直ちに記録簿を作成し、委託者に提出することとする。ただし、軽易な打合せ等で市が不要とした場合はこの限りではない。

5 成果品

報告書

- (1) 印刷物 2部
- (2) 電子データ 一式

6 業務規模（支払限度額）

9,911,000円（消費税及び地方消費税を含む）

7 支払条件

委託料の支払いは、本業務を完了し、成果品の検査後に受託者からの請求に基づき一括払いするものとする。

8 業務実施にあたっての留意事項

- (1) 受託者は本業務の行程表を作成し、契約締結後速やかに提出し、市の承認を得ること。
- (2) 受託者は、第三者（以下「再委託先」という。）に対し、業務の全部を再委託してはならない。

9 著作権の取り扱い

- (1) 受託者等が所有する写真等を使用する場合には、著作権・肖像権等に十分注意の上、自らの責任において使用すること。
- (2) 納品された画像の著作権（著作権法第 27 条、第 28 条に規定する権利を含む）は上越市に帰属する。また、受注者は成果物に係る著作者人格権を将来に渡って一切行使しないものとする。
- (3) 成果物は、上越市が運営する SNS や各種情報提供媒体、上越市の行事イベント等に随時使用、複製できるものとする。（ただし、個人を特定し得る人物写真等を除く。）
- (4) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証するものとする。
- (5) 第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

10 環境配慮の留意事項

- (1) 業務に必要な消耗品等は、可能な限りエコマーク、グリーンマーク商品を使用すること。
- (2) 業務の遂行にあたり車両を運行する場合は、アイドリングストップや経済性に配慮した速度での走行等、地球温暖化及び大気汚染の防止に努めること。
- (3) その他環境に配慮した業務の遂行に努めること。

11 その他特記事項

- (1) 本業務について疑義が生じた場合は、速やかに市と協議を行い、協議の結果を踏まえて業務を実施すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、都度、協議の上、業務を実施するものとする。
- (3) 本業務の履行にあたっては、関係法令及び市の条例、規則、要綱などを十分理解すること。なお、市で定める文書管理規程など、本システムで関連する規程類は、市のホームページの例規集及び要綱集に掲載のとおりである。
- (4) 本業務の成果品に誤りがあった場合、受託者は責任を持って速やかに訂正しなければならない。
- (5) 本仕様書に明記されていない事項で、当然具備されなければならない事項は、これを省略してはならない。

- (6) 受託者は、本業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (7) 受託者は、本業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (8) 他の業務の進捗や地域住民との協議等により業務期間内の履行が困難と認められる場合は双方協議の上、業務期間を変更する場合がある。

情報セキュリティ関連業務特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、受託事業者が守るべき内容を十分理解するとともにこれらを遵守しなければならない。

(情報資産の取扱い)

第2 受託者は、情報資産（複製されたものを含む。以下同じ。）を他へ持ち出す場合には、委託者の許可を受けなければならない。

第3 受託者は、重要な情報を記録した媒体を廃棄する場合、情報を復元できないよう消去を行った上、委託者の許可を受けなければならない。

(機器等の取扱い)

第4 受託者は、使用する機器、電磁的記録媒体等を第三者に使用されること又は情報を閲覧されることのないようにしなければならない。

(秘密保持誓約書の提出)

第5 受託者は、受託者が秘密事項及び業務上知り得た秘密を第三者に漏らさないことを遵守することを明記した、秘密保持誓約書を委託者に提出するものとする。

(従事者への啓発)

第6 受託者は、この契約による業務に従事している者に対し、情報セキュリティ対策について啓発しなければならない。

(情報セキュリティ対策の実施状況報告)

第7 受託者は、受託者及び業務従事者が、作業不備及び不正行為を防止するために実施した情報セキュリティ対策の実施状況を委託者に報告するものとする。

(異常時の報告)

第8 受託者は、情報資産に対する侵害又は侵害の恐れのある場合には、直ちに委託者に報告しなければならない。

第9 受託者は、ネットワーク又は情報システムの誤作動等の異常を発見した場合には、直ちに委託者に報告しなければならない。

(再委託の禁止)

第10 受託者は、この契約による業務を行うための情報資産の処理を自ら行うものとし、委託者が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはな

らない。

(ソフトウェアの無許可導入・更新・削除の禁止)

第 1 1 情報システムで使用する端末等におけるソフトウェアの導入、更新又は削除は、委託者が許可した場合を除き、行ってはならない。

(機器構成の無許可変更の禁止)

第 1 2 情報システムを構成する機器の増設又は交換は、委託者の指示がある場合を除いて行ってはならない。

(ネットワークへの無許可接続の禁止)

第 1 3 受託者は、ネットワークへの機器の接続又はネットワークに接続している端末等の他ネットワークへの接続は、委託者の指示がある場合を除いて行ってはならない。

(コンピュータウイルス対策)

第 1 4 受託者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 外部からファイルを取り入れる場合及び外部へファイルを提出する場合は、ウイルスチェックを行うこと。

(2) 委託者が提供するウイルス情報を常に確認すること。

(法令遵守)

第 1 5 受託者は、業務の遂行において使用する情報資産について、次の法令等を遵守し、これに従わなければならない。

(1) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）

(2) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）

(3) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

(実地調査)

第 1 6 委託者は、必要があると認めるときは、受託者がこの契約による業務の執行に当たり実施している情報セキュリティ対策の実施状況について随時実地に調査することができる。